

ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？

ジェネリック医薬品とは、後発医薬品とも呼ばれ、特許期間が終了した新薬と同じ有効成分・効能で作られた薬です。新薬と比べ開発費用がかからない分、安く提供されています。

ジェネリック医薬品はこのような薬です！

安心・安全

法律により、新薬と同じ品質を保つことが義務付けられています。

改善・改良

製品によっては、新薬と比べ大きさや味が工夫されています。

安価

新薬の約2割～7割程度の価格で販売されています。

ジェネリック医薬品を利用することで、**自己負担が抑えられるだけでなく、医療費の節減にもなるため**、組合員が納める掛金の抑制に繋がります。重複受診や多剤処方を避け、適正な受診を心がけましょう。

医療機関等での自己負担がない方もこの機会にご検討ください。

ジェネリック医薬品差額通知を送付します

令和5年
10月下旬

当組合では医療費増嵩対策の一環として、組合員及び被扶養者の方にジェネリック医薬品差額通知を送付します。この通知は、調剤薬局等で処方される新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額をお知らせするものです。

ぜひ、この機会に**ジェネリック医薬品へ切り替えの検討**をお願いします。

通知対象者

新薬を処方され、かつ比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、切り替えた場合に**1か月の自己負担額が300円以上減額**になると見込まれる組合員及び被扶養者の方。

栃木県市町村職員共済組合	本人	令和〇年〇月〇日交付
組合員証	(組合員)	
記号 〇〇〇	番号 〇〇〇〇(枝番)00	
氏名 共済 太郎	性別 男	
生年月日 平成〇年〇月〇日		
資格取得年月日 令和〇年〇月〇日		
発行機関所在地 栃木県宇都宮市大通り二丁目3番1号		
保険者番号 32090417	発行番号 〇××××××	
名称 栃木県市町村職員共済組合		

通知に
ジェネリック医薬品
希望シールを同封
していますので、
ご活用ください。

育児・介護休業手当金の給付上限相当額が変わりました

令和5年
8月1日
から

給付上限相当額とは、育児休業手当金及び介護休業手当金の算定基礎となる給付日額に設けられている上限額をいいます。

給付名	給付割合	給付上限相当額
育児休業手当金	67/100(休業期間が180日まで)	14,097円 (7月まで 13,878円)
	50/100(休業期間が181日以降)	10,520円 (7月まで 10,356円)
介護休業手当金	67/100	15,513円 (7月まで 15,266円)